

# 初診加算料の改定等のお知らせ

県立日南病院

当院では、地域の医療機関相互間の機能分担及び連携を推進するという趣旨から、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者様には、診療費とは別に選定療養費（初診加算料）をご負担いただいております。

この度、厚生労働省令の改正に伴って、200床以上の地域医療支援病院である当院も、下記のとおり、初診加算料の改定及び再診加算料の新設が義務付けられました。

改定の時期

令和2年5月1日

区分	令和2年4月30日まで	令和2年5月1日から
<b>初診加算料</b> ※かっこ内の金額は歯科医師による初診の場合	2,546円 (1,527円)	<b>5,093円 (3,055円)</b>
<b>再診加算料</b> ※かっこ内の金額は歯科医師による再診の場合	なし (なし)	<b>2,546円 (1,527円)</b>

初診加算料が必要ない場合

次に該当するときは、初診加算料等の負担は必要ありません。

- 1 他の医療機関からの紹介状をご持参いただいた方
- 2 緊急入院された方
- 3 国、地方公共団体の各種公費負担医療制度の受給対象者

再診加算料とは

当院の受診中の患者様に対し、医師が、症状が安定したこと等を理由として、他の医療機関を受診されますよう紹介した後に、患者様ご自身の希望により、引き続き当院を受診される際にご負担いただくものです。

令和2年3月  
県立日南病院長